

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	27	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>社会保険診療は世界に冠たる我が国の国民皆保険制度の中で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格の下にフリーアクセスで国民に必要な医療を提供するものであり、極めて高度の公共性を有している。そのため、所得金額の計算上、社会保険診療報酬に係る収入は、医療機関の総収入金額等に算入されず、また、社会保険診療に係る経費は、当該医療機関の必要経費等に算入されないこととなっている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。</p>		
関係条文	地方税法第72条の23 地方税法第72条の49の8		
要望理由	<p>医療は、人間の生命や尊厳に直接かかわるものであり、国及び地方公共団体は、すべての国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的かつ安定的に提供する体制を確保することが法律上の責務とされている。</p> <p>一方、医師には医師法19条により応召義務が課されており、医療安全の観点からも労働集約型で経営上他の法人に比して人件費の負担が重くならざるを得ない環境である。</p> <p>国民の医療に対するニーズは高まる一方、医師不足や救急医療などに対する不安の声など今後も医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられる地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには医療従事者が萎縮することなく、安定した経営ができるよう当該措置の存続が必要不可欠である。</p>		
減収見込額	(初年度) - (110,071) (平年度) - (110,071) (単位:百万円)		
地方税以外の措置	既存	・ 国税 社会保険診療報酬に係る概算経費率制度 ・ 融資、補助金その他	
	22年度の望	・ 国税 ・ 融資、補助金その他	
過去の要望経緯	昭和27年度創設、毎年要望の結果、存続		
本要望に対応する縮減案	—		